

発議第 2 号

令和 5 年 2 月 27 日

養父市議会議長 西 田 雄 一 様

提出者 養父市議会議員 勝 地 貞 一

賛成者 養父市議会議員 瀬 原 敬 樹

同 谷 垣 満

同 足 立 隆 啓

同 藤 原 芳 巳

同 津 崎 和 男

同 淨 慶 耕 造

養父市議会議員定数・報酬等調査特別委員会の設置について

上記のことについて、地方自治法第 109 条及び養父市議会委員会条例（平成 16 年条例第 281 号）第 6 条の規定により、別紙のとおり提出します。

（提出理由）

養父市議会の適正な議員定数、議員報酬及び政務活動費について調査研究し、その方向性を導き出すため、特別委員会を設置するもの。

養父市議会議員定数・報酬等調査特別委員会設置要綱（案）

1 設置の目的

養父市議会の適正な議員定数、議員報酬及び政務活動費について調査研究し、その方向性を導き出すこと。

2 委員会の性格

地方自治法第 109 条及び養父市議会委員会条例第 6 条の規定に基づく特別委員会

3 委員会の名称

養父市議会議員定数・報酬等調査特別委員会

4 委員の定数

8 人とする。

5 正副委員長の選任

委員の中から互選により決定する。

6 付議事件

養父市議会の適正な議員定数、議員報酬、費用弁償及び政務活動費の調査研究に関すること。

7 委員会の設置期間

令和 5 年 2 月 27 日から調査終了までの間とする。

8 その他

議会の閉会中も継続して調査できるものとする。